

訪問介護事業・第1号訪問事業 重要事項説明書

1. 訪問介護・第1号訪問事業を提供する担当者について

利用者へのサービス提供を担当するサービス提供責任者・訪問事業責任者は、次のとおりです。
ご不明な点や、ご要望等ございましたら、お気軽にお申し付け下さい。

連絡先	TEL：076-231-3070 FAX：076-231-3071（受付時間 8:30～17:30）
担当者氏名	サービス提供責任者：柿田 翔太 訪問事業責任者：柿田 翔太

2. 訪問介護・第1号訪問事業を提供する事業者について

事業者名称	株式会社あんしんケアーズ・リハビリステーション 24
代表者氏名	代表取締役 塩谷 真一郎
本社所在地	石川県金沢市兼六元町 15 番 39 号 第一ローズビル 2F TEL：076-231-2525 FAX：076-231-2566
設立年月日	2014 年 2 月 12 日

3. 訪問介護・第1号訪問事業を実施する事業所について

① 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション味噌蔵
介護保険指定 事業所番号	第 1770106480 号
事業所所在地	石川県金沢市兼六元町 15-33 住宅型有料老人ホーム味噌蔵 3F
連絡先	TEL：076-231-3070 FAX：076-231-3071
管理者氏名	柿田 翔太
事業実施地域	訪問介護：金沢市、白山市、野々市市、内灘町、津幡町、かほく市 第1号訪問事業：金沢市

② 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問介護事業等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者の依頼に基づき適正な訪問介護等を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助を行う。 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス事業者との連携を図り、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

③ 事業所営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 年中無休とする。
営業時間	8:30～17:30 但し、24 時間常時連絡及び対応が可能な体制をとる。

④ 事業所の職員体制

職	人数	常勤	非常勤	常勤換算人数
管理者	1 名	1 名		0.4 人 (兼務)
サービス提供 責任者	1 名	1 名		0.5 人 (兼務)
訪問事業責任者 (基準緩和型訪問サービス)	1 名	1 名		0.1 人 (兼務)
訪問介護員	人員基準に基づく	人員基準に基づく	人員基準に基づく	人員基準に基づく
従業者 (基準緩和型訪問サービス)	人員基準に基づく	人員基準に基づく	人員基準に基づく	人員基準に基づく

⑤ 訪問介護の内容、利用料及びその他の費用について

サービス名	サービス内容
身体介護	食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位変換、衣類着脱介助、整容介助、自立生活支援のための見守りの援助等
生活援助	買い物、調理、掃除、洗濯、寝具の管理等
その他の支援	介護相談等

※基準緩和型訪問サービスについては、生活援助、その他の支援のみ

【訪問介護】

身体介護	単位数	利用金額 (1 単位 10.21 円)	1 割 負担金額	2 割 負担金額	3 割 負担金額
20 分未満	163 単位	1,664 円	167 円	333 円	500 円
20 分以上 30 分未満	244 単位	2,491 円	250 円	499 円	748 円
30 分以上 60 分未満	387 単位	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
60 分以上 90 分未満	567 単位	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
30 分追加ごと	82 単位	837 円	84 円	168 円	252 円

生活援助	単位数	利用金額 (1 単位 10.21 円)	1 割 負担金額	2 割 負担金額	3 割 負担金額
20 分以上 45 分未満	179 単位	1,827 円	183 円	366 円	549 円
45 分以上 60 分未満	220 単位	2,246 円	225 円	450 円	674 円
身体介護に引き続き 行う場合 25 分ごと (70 分以上を限度)	65 単位	663 円	67 円	133 円	199 円

- ※ 当事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、上記費用の 90/100 となります。
- ※ 当事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合は、上記金額の 85/100 となります。
- ※ やむを得ない事情で、且つ、利用者又はその家族の同意を得て、訪問介護員 2 人で訪問介護サービスを行った場合は、上記金額の 200/100 となります。

【看取り期における訪問介護の算定】

- ・看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるため、所要時間に伴い算定されるものとします。

	加算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	200 単位/月	初回に実施した訪問介護と同月に、サービス提供責任者が訪問介護を行った場合。
	夜間早朝加算	所定単位 × 25/100	夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)にサービスを提供した場合。
	深夜加算	所定単位 × 50/100	深夜(22:00～翌 5:00)にサービスを提供した場合。
	緊急時訪問介護加算	100 単位/回	利用者やその家族からの要請に基づき、介護支援専門員との連携の上で、居宅サービス計画にない訪問介護サービス(身体介護)を行った場合。
	生活機能向上連携加算 I	100 単位/月	リハビリを行う医療機関の医師、PT、OT、ST がサービス利用時の利用者の現状を利用者宅へ訪問する等をして把握した上で行った助言を参考に、生活機能向上を目標に入れた計画書を作成する場合。
	生活機能向上連携加算 II	200 単位/月	
	特定事業所加算 I	所定単位 × 20/100	訪問介護員に対する計画的な研修の実施や、定期的な会議の開催等の体制要件及び介護福祉士の割合等の人員要件を厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
	特定事業所加算 II	所定単位 × 10/100	
	特定事業所加算 III	所定単位 × 10/100	
	特定事業所加算 IV	所定単位 × 3/100	
	特定事業所加算 V	所定単位 × 3/100	
	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位 × 245/1000	処遇改善計画を立案し、労働基準法等の違反がなく、職場環境等要件、キャリアパス要件等の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
	介護職員等処遇改善加算 II	所定単位 × 224/1000	
	介護職員等処遇改善加算 III	所定単位 × 182/1000	
介護職員等処遇改善加算 IV	所定単位 × 145/1000		

【介護予防型訪問サービス】

	単位数 (月額)	利用金額 (1 単位 10.21 円)	1 割 負担金額	2 割 負担金額	3 割 負担金額
介護予防型訪問サービス (I)	1,176 単位	12,006 円	1,201 円	2,402 円	3,602 円
介護予防型訪問サービス (II)	2,349 単位	23,983 円	2,399 円	4,797 円	7,195 円
介護予防型訪問サービス (III)	3,727 単位	38,052 円	3,806 円	7,611 円	11,416 円

【基準緩和型訪問サービス】

	単位数 (月額)	利用金額 (1 単位 10.21 円)	1 割 負担金額	2 割 負担金額	3 割 負担金額
基準緩和型訪問サービス (I)	941 単位	9,607 円	961 円	1,922 円	2,883 円
基準緩和型訪問サービス (II)	1,879 単位	19,184 円	1,919 円	3,837 円	5,756 円
基準緩和型訪問サービス (III)	2,982 単位	30,446 円	3,045 円	6,090 円	9,134 円

※ 当事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、上記費用の 90/100 となります。

【第1号訪問事業加算】

	加算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	200 単位/月	初回に実施した訪問介護と同月に、サービス提供責任者が訪問介護を行った場合。
	生活機能向上連携加算 I	100 単位/月	リハビリを行う医療機関の医師、PT、OT、ST がサービス利用時の利用者の現状を利用者宅へ訪問する等をして把握した上で行った助言を参考に、生活機能向上を目標に入れた計画書を作成する場合。
	生活機能向上連携加算 II	200 単位/月	
	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位 × 245/1000	処遇改善計画を立案し、労働基準法等の違反がなく、職場環境等要件、キャリアパス要件等の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。
	介護職員等処遇改善加算 II	所定単位 × 224/1000	
	介護職員等処遇改善加算 III	所定単位 × 182/1000	
	介護職員等処遇改善加算 IV	所定単位 × 145/1000	

4. その他の費用について

【訪問介護のみ】

交通費	<p>利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき交通費の実費を請求致します。</p> <p>なお、自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 k m に対し 100 円とし、距離数分を請求致します。</p>
-----	--

5. 利用者負担金の支払いについて

事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 20 日までに利用者へ請求します。

利用者は、サービス利用の翌月末日までに次の方法でお支払い頂きます。

- ・ 指定銀行口座からの口座振替
- ・ 現金による支払い

6. 訪問介護等サービスの中止及びキャンセルについて

- ① 利用者の都合により訪問介護等サービスの利用を中止及びキャンセルする場合は、速やかに下記連絡先までご連絡下さい。

連絡先 ヘルパーステーション味噌蔵 TEL：076-231-3070

担当者 サービス提供責任者 柿田 翔太

訪問事業責任者 柿田 翔太

- ② キャンセル料は下記のとおりです。

利用予定日の当日までにご連絡頂いた場合	無料
ご連絡がなく訪問した場合	当該基本料金の全額

7. 訪問介護等の提供方法等について

- ① 利用の相談を受け、サービス提供責任者（訪問事業責任者）がご自宅に訪問し、利用者及びご家族等と面談を行い、生活状況や心身の状況確認をします。
- ② 当訪問介護事業所等との契約書及び重要事項説明書についての説明と書類作成を行います。
- ③ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画に沿った訪問介護計画等を作成します。
- ※ 必要事項の情報収集のために居宅訪問又は電話連絡等を行います。
- ※ 課題分析の結果をもとに利用者、家族等の意向をふまえた訪問介護計画等を作成します。
- ※ 作成された訪問介護計画の内容を利用者、家族等に説明し同意を得て交付します。
- ④ 居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画及び訪問介護計画等に基づき、担当の訪問介護員等が訪問介護サービスを提供します。
- ⑤ 訪問介護計画等の実施状況、利用者の生活及び心身の状況を把握し、必要に応じて訪問介護計画等の変更を行います。

8. サービスの提供期間について

- ① 契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合は、この契約は次の要介護認定有効期限まで自動的に更新されるものとします。事業対象者については、1年ごとの更新とし、契約期間満了の7日前までに契約終了の申し入れがない場合は、この契約は自動的に更新されるものとします。
- ② 次の事由に該当した場合は、サービスの終了とします。
- ・利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定されたとき。
 - ・利用者が病院や介護保険施設等に入院又は入所し、居宅に戻る予定がないとき。
 - ・利用者が死亡したとき。
 - ・利用者の所在が2週間以上不明となったとき。
 - ・契約書第16条に基づき、契約が解約又は解除されたとき。

9. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、利用者の体調変化があった場合、事業者の従事者にご一報ください。
- ② 医療行為及び医療補助行為を行うことはできません。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食物等の提供はお受けできません。

10. 秘密の保持と個人情報保護について

- ① 当事業所の従事者は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密及び個人情報等を正当な理由なく第三者に漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- ② 前項については、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 当事業所は従業者に対し、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても秘密の保持すべき旨を従業者との雇用契約内容とします。
- ④ サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報等を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得るものとします。

11. 事故発生時の対応について

- ① 事故発生時は以下の方へ速やかに連絡します。

事故発生時 連絡先 (家族等)	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号①	
	電話番号②	

- ② 事故発生時は以下の市区町村へ速やかに連絡します。

市区町村担当部署名	金沢市役所 福祉局介護保険課
電話番号	076-220-2264

- ③ 事故発生時は以下の対応を速やかに行います。

- ・ 利用者の安全確保
- ・ 事故発生状況及びその内容の確認
- ・ サービス事業所責任者への報告
- ・ 事故解決に向けた対応の実施
- ・ 事故発生原因の解明及び再発防止への措置
- ・ 利用者及び家族等への事故解決経過及び結果の説明

12. 損害賠償について

- ① 事業所が利用者に対して賠償すべき問題が起こった場合は、契約書の本文第 17 条に基づき、事業所は金銭等により賠償いたします。
- ② 加入保険名
公益財団法人 介護労働安定センター
介護サービス事業者賠償責任保険
- ③ 保険内容
訪問介護事業所が行う訪問介護サービス
- ④ 賠償事項
 - ・事業所の活動遂行中、または遂行の結果に起因する対人・対物事故
 - ・サービス提供責任者又は訪問介護員が行う訪問介護計画書の作成、訪問調査等に起因する対人・対物事故等を伴わない金銭上の損害
 - ・名誉毀損、秘密漏洩等による損害
 - ・訪問介護員が業務の遂行にあたり使用する利用者宅の家具やレンタル商品の破損や紛失

13. 苦情相談について

- ① 当事業所が提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。
当事業所が作成した訪問介護計画書に位置づけたサービスに関する苦情も遠慮なくお申し付けください。

② 苦情申し立ての窓口

【事業所の窓口】 株式会社あんしんケアーズ・ リハビリステーション 24	所在地：石川県金沢市兼六元町 15-33 住宅型有料老人ホーム味噌蔵 2F TEL：076-231-3070 FAX：076-231-3071 受付時間：平日 8：30～17：30
【市区町村の窓口】 金沢市役所福祉局介護保険課	所在地：石川県金沢市広坂 1-1-1 TEL：076-220-2264 FAX：076-220-2559 受付時間：平日 9：00～17：45
【公的団体の窓口】 石川県国民健康保険団体連合会 ※第 1 号訪問事業を除く	所在地：石川県金沢市幸町 12 番 1 号 石川県幸町庁舎 4F TEL：076-231-1110 FAX：076-231-1601 受付時間：平日 9：00～17：00

14. 個人情報使用の同意について

利用者及びその家族の個人情報については、以下に記載するところにより、必要の範囲内で使用することに同意します。

① 使用する目的

- ・ 居宅サービス計画及び訪問介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施される、サービス担当者会議等において連絡調整等必要な場合
- ・ 利用者が自らの意思によって他の介護施設等に入所されることに伴う必要な情報提供等
- ・ 介護サービス利用期間中の体調不良や怪我等における主治医及び関係医療機関への説明や情報提供等
- ・ 審査支払機関または各保険者からの照会を求められた場合

② 使用する条件

- ・ 個人情報の提供は必要最低限に止め、情報提供の際には関係者以外に漏れることがないように細心の注意をはらうこととします。
- ・ 個人情報を使用した会議等においては、出席者名及び議事内容等を記録しておくこととします。

③ 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、身体状態、既往歴、家族状況等の介護サービスを行うために必要な利用者及びその家族に関する情報

④ 使用する期間

- ・ 契約書の本文第2条に基づく期間とします。

次に掲げる事業者は、訪問介護の提供開始にあたり、利用者及びその家族等に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

【事業者】

住 所 : 石川県金沢市兼六元町 15-33 住宅型有料老人ホーム味噌蔵 3F
会 社 名 : 株式会社あんしんケアーズ・リハビリステーション 24
事 業 所 名 : ヘルパーステーション味噌蔵
事業所番号 : 1770106480

代表者氏名 : 代表取締役 塩谷 真一郎 ㊞

説明者氏名 : 管理者 柿田 翔太 ㊞

契約書及び本書面に基づき、上記事業所から居宅介護支援についての説明を受けました。

そのうえで訪問介護提供における個人情報の使用について同意し、事業所が提供する訪問介護事業を利用します。

年 月 日

【利用者】

住 所 : _____

氏 名 : _____ ㊞

【家族・代理人・立会人】

住 所 : _____

氏 名 : _____ ㊞

続 柄 : _____